

厚岸町規則第32号

厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（平成14年厚岸町規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額」を「第14条の規定の例により算定した月額の高額療養費に相当する額」に改め、同号後段を削り、同号の次に次の2号を加える。

- (3) 前号に規定する場合における令第14条第1項の月額の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず57,600円とする。ただし、療養のあった月に属する世帯の受給者に対し、当該療養のあった月以前の12月以内に既に月間の高額療養費に相当する額が支給されている月数が3月以上ある場合については、44,400円とする。
- (4) 第2条第2号に規定する場合における令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第3項の規定にかかわらず14,000円とする。

第2条の2の次に次の1条を加える。

（年間の高額療養費相当額）

第2条の3 令第14条の2の規定の例により、計算期間（毎年8月1日から翌年7月31日までの期間）の末日において、計算期間における第2条各号に規定する一部負

担金の合算が高額療養費算定基準額を超える場合、年間の高額療養費に相当する額を受給者に支給するものとする。なお、同条の規定の例による年間の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第8項の規定により144,000円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日前に受けた医療に係る医療費の取扱いについては、なお従前の例による。